

働き方改革・同一労働同一賃金への対応

医療法人・社会福祉法人が 2020年4月までに行うべき実務

働き方改革関連法が2019年4月から施行され、2020年4月から同一労働同一賃金が制度化されます。この制度改革が医療法人・社会福祉法人の法人経営に及ぼす影響は大きく、このままの状態では2020年4月を迎えれば、大きな事業リスクにつながる法人は多いでしょう。

今回のセミナーでは、医療・介護専門の社労士・コンサルタントとして、50を超える事業所の現場支援に入り、法人運営の実態を見てきた講師が、法人が抱えるリスクと対応策の実務を、事例を踏まえてわかりやすく解説いたします。

セミナーの内容

1、働き方改革の実務に関わる問題点

- ・年次有給休暇の取得義務化
- ・労働時間の適正把握・長時間労働抑制措置

2、同一労働同一賃金の実務に関わる問題点

- ・基本給・賞与・手当に関するバラツキ是正とマネジメントの適正化
- ・等級・キャリアパスの運用マネジメント・人事評価と賃金の連動

3、2020年4月までに進める事

- ・年次有給休暇取得・労働時間管理の管理実務
- ・キャリアパス・評価制度・賃金制度（特に手当、賞与における考え方）

【日 時】 令和1年10月22日（火）

13:30～16:30（開場13:15）

【場 所】 新宿区産業会館（BIZ新宿）

新宿区西新宿6丁目8番2号

地下鉄 西新宿駅 徒歩5分

【参加費】 7,700円／事業所

（1事業所 2名様迄ご参加頂けます）

【定 員】 16名（定員なり次第締切）

【講師紹介】

介護業界専門の社労士
人財定着コンサルタント

林 正人

<http://www.hayashi-consul-sr.com>

介護事業に特化した社労士事務所として、労務管理に加え、人財定着・人財育成及び組織活性化コンサルティング支援を全国で行っている。全国の社会福祉協議会、商工会議所等での講演やセミナー・研修は年間60回を超える。



お申込み：下記に必要事項を記入し、FAX 03-6435-7076 迄返送ください。

※お申込み後、ご記入いただいたメールアドレス(またはFAX)へご案内をお送りいたします※

法人名		ご参加人数	
参加者名		役職	
住所		電話	()
E-MAIL	@	FAX	()